事務連絡

令和元年９月３０日

主治医意見書作成料　請求者　殿

沖縄県国民健康保険団体連合会

事務局長　髙　良　昌　英

（公　印　省　略）

　　　介護保険　主治医意見書作成料請求書に記載する消費税の税率について

　本会の事業運営につきましては、平素より格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、令和元年１０月より、消費税率が１０％へ変更となることに伴い、主治医意見書作成日が令和元年１０月１日以降となるものについては、主治医意見書作成料請求書へ記載する消費税率も１０％が適用されますので、ご連絡いたします。

　なお、消費税の金額が誤っている場合は返戻の対象となりますので、ご注意ください。

問合せ先

沖縄県国民健康保険団体連合会

介護福祉課　介護福祉係

TEL:098－860－9022